発行／2026年10月19日　発行者／日本弁護士政治連盟
〒100-0013東京都千代田区霞が関1－1－3
弁護士会館15階　TEL 03-3580-9975

弁政連ニュースNEWS

政治を動かす・未来を動かす

www.benseiren.jp
No.85 OCT 2026
2026年10月

インタビュー

小林元治 日本弁護士政治連盟理事長に聞く
再審法改正の実態は？その成果と今後の課題

Q１．＜今回の改正の評価できる部分＞

本年（2026年）7月17日の参議院における可決により、78年ぶりに刑事訴訟法の再審に関する一部規定の改正が実現しました。

具体的には、①再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止、②再審請求審における証拠の提出・提示命令の制度の新設、③通常審に関与した裁判官を一定の範囲で後の再審請求審から除斥すること、④これまで裁判所の裁量に委ねられていた再審事件の審理の進め方に関して事実調べなど一定の手続規定が整備されたこと等です。

いろいろ不十分と指摘されている点については後でお聞きするとして、まず、これらの法改正が国会で実現したこと自体については、理事長としては、どのように評価されていますか。

戦後、日本国憲法の制定により二重の処罰が禁止（憲法39条）されたことから不利益再審の規定が削除された以外は、刑事訴訟法第４編再審の規定の見直しはされていませんでした。

しかし、ご指摘のとおりこの度、78年ぶりに再審規定が改正されたことは、道半ばとはいえ、えん罪被害救済の一歩を踏み出したという意味で大きな前進といえます。しかも、今後の改正見直しは単に５年後だけでなく「５年ごと」に行うこととされており、えん罪救済に実効性のある見直しを目指すものであることも注目されます。

Q２．＜再審議連の活動＞

今回の改正の実現に当たっては、超党派の議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「再審議連」という）の活動の影響力も大きかったと思います。

「えん罪防止」や「再審法改正」という問題は、専門家以外には分かりにくく政治的にも扱いが難しいテーマのように思うのですが、それでも多くの国会議員の皆さんが動いてくださったのは、何故だったのでしょうか。

再審議連は与野党の党首クラス全員が呼びかけ人になるというかってない議連として2024年（令和６年）３月11日に立ち上がり、衆・参国会議員の55％の議員が加盟されました。

えん罪は、無実の罪で人を獄につなぎ人生を根こそぎ奪ってしまうという、あってはならない国による重大な人道・人権違反の課題です。だからこそ、国会議員として貢献したいという思いが強く、袴田事件や福井事件などの再審開始決定とその後の無罪判決にも共感されたのだと思います。

Q３．＜法務省側の動き＞

元々、2025年（令和７年）6月18日に再審議連が再審法の抜本的な改正案を議員立法として衆議院に提出していたわけですが、これに対抗するように法務省が法制審議会にて再審法改正案の審議を始め、本年（2026年）１月の衆議院解散で議員立法案も廃案になってしまいました。この頃の国会や法務省の動きについて、理事長はどのような危機感をお持ちだったのでしょうか。

再審議連が動き始めてから、法務省内の改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会で再審法制についての論点整理が始まり、法務大臣が再審制度見直しを法制審で行うと表明するなど法務省の動きがあわただしくなってゆきました。

再審議連は総会・勉強会を６回、実務者協議会を５回重ねて法案を準備し、ご指摘の2025年６月18日、通常国会において衆議院に議案を提出しています。この法案は、私どもから見ても証拠提出と抗告禁止などを盛り込んだえん罪被害を救済するにふさわしい法案でした。

ただ、当時与党であった自民党・公明党の議連メンバーは法案提案者に名を連ねておらず、法案成立見込みのないものでした。議員立法といえども党内手続が必要でそれが取れなかったからです。したがって、当時法制審での答申に基づき閣法が準備されていましたが、それが国会に提出される前に与党内での事前審査で修正をしてゆくことができるかどうか、ここが山場になることが想定され、議員がどこまで論陣を張って闘ってもらえるか、課題がありました。

Q４．＜「検察官不服申立て禁止」をめぐる攻防＞

当初、法務省側は「再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止」には　断固応じない姿勢だったと思うのですが、それが、結局「原則禁止」の法改正に応じざるを得なくなったのは、どういう理由や経緯だったのでしょうか。

法制審の答申案には検察官の不服申立て禁止はなく、それに基づいて政府案が準備され、自民党の事前審査にかかりました。事前審査は2026年3月24日を第一回として法務部会と司法制度調査会の合同会議を舞台に同年5月13日まで実に11回、51日間32時間に及びました。いずれも予定1時間のところ数時間、時には4時間を超えることもあったと聞いています。20人以上の自民党議員が法制審答申ベースの再審法改正案に異論を述べたためです。

「1ミリも私たちの言うことを聞いていない」、「自民党は法務省の為にあるんじゃない」これらがテレビ映像と共に全国に放映され再審法改正問題は一気にお茶の間の話題となりました。マスコミ・世論も異論を述べる議員の後押しをしていたと思います。背景として三点を指摘したいと思います。

一つは、再審法改正は、有罪を求めて訴追した検察官が改正の利害関係人であるにもかかわらず、答申をまとめた法制審刑事法(再審関係)部会の事務局の多くは検事であり主導権を握っていることへの不信感です。利害関係人が主体となって法改正作成プロセスに関与することへの疑念です。

二つには、無辜の救済という正義が優先されるべきにもかかわらず証拠の開示ルールや再審開始決定への不服申立て禁止が制度化されていないという改正案の内容への不信感です。

三つには、国会議員（立法府）としての誇りと責任感が示されたことです。立法府は国権の最高機関であり、唯一の立法機関であることから国会は行政による法案作成の追認機関であってはならないという矜持もあったと思います。

事前審査では3回にわたる修正がなされ、抗告禁止も当初これを盛り込んでいなかったところ、附則にて原則禁止、そして本則において即時抗告規定が削除されることになりました。

Q５．＜「検察官不服申立て禁止」の実効性＞

ただ、今回の法改正でも、再審開始決定に対する検察官からの不服申立ては、「原則禁止」とは言いながら、「再審開始決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」には、例外的に許容されるとされており、そのことにより原則禁止が有名無実化されるのではないか、という危惧の声があります。それは、何故なのでしょうか。

「再審開始決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」には、例外的に許容されるのであれば、その十分な根拠があるか否かが裁判所によって厳格に判断されるべきです。自民党の事前審査段階で、法務省は十分な根拠について、決定を覆す重大な事実誤認など質量ともに高度の蓋然性のある理由と述べています。そして、当初は「抗告禁止」とその例外の「十分な理由のある場合」の規定は附則に置くこととされていましたが、抗告禁止は本則化すべきとの意見を入れて本則化されました。このことで、「決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」とは、単に検察官の行為規範ではなく裁判規範となったと考えられ、そうでなければ本則化の意味はありません。

検察官が不服申立ての判断をする際の行為規範にすぎないとするだけでなく、裁判所の判断事項とすることで抗告の原則禁止がより実効化されなければなりません。十分な根拠があるとして再審開始決定への抗告が原則化して「原則禁止」が有名無実化されてしまうことは今回の立法の過程で示された立法意思に反するものです。ここは今後もしっかり注視してゆく必要があります。

Q６．＜再審における証拠提出のルールの問題＞

また、今回の改正では、捜査機関が保管する証拠について、再審請求審で裁判所が再審請求の判断のために必要かつ相当と判断した場合には証拠の提出を命じなければならない制度（証拠提出命令制度）が新設されました。

しかし、この新しい裁判所による証拠提出命令制度についても、実際には機能しないのではないか、むしろこれまでより再審のために必要な証拠が出てこなくなるのではないか、等の批判があると聞きます。それは、何故でしょうか。

これまでの再審請求審では、証拠開示について刑事訴訟法に何も規定がなく、職権主義に基づき裁判所が裁量で検察官に証拠開示を勧告することできるとされてきましたが、実際に裁判官がそのような勧告を行うか、そして検察側がこれに応じるかについては、明確な条文はありませんでした。

それが、裁判所が再審請求の判断のために必要かつ相当と判断した場合には、裁判所は検察官に対し証拠の提出を命じなければならず、検察官もこれに応じなければならないという証拠の裁判所への提出・提示命令が条文化されたことは、一定の評価はできると思います。

しかし、再審請求審では、その構造上、再審請求人側が再審請求の理由となる証拠を示すことが求められますが、そのために上記の証拠提出命令の行使を裁判所に求めようにも、検察側がどのような証拠を有しているのかが再審請求人側にわからないと、裁判所に「これは再審の判断に役立ちそうだから検察側に証拠として出すよう命令してくれ」と主張することは難しく、

裁判所としてもそれが再審請求の判断のために必要かつ相当かを判断するのは難しいと思います。ところが、今回の改正では、検察側にそのような幅広い手持ち証拠の全面開示の義務までは、認められていません。そのような状況のままでは、「裁判所による証拠提出命令」という制度も絵にかいた餅になりかねません。

本来、弁護士会側が再審法改正で求めたのは、裁判所の職権により、再審請求理由との「関連性」に絞ることなく再審請求人や弁護人への証拠の開示を検察側にさせる制度でした。しかし、そこまでの証拠開示義務を検察側に義務付けることはできませんでしたし、今回の改正で認められた「裁判所による証拠提出・提示命令」は、再審請求の請求理由との関連性や判断のための必要性、相当性という要件が課されたため、かえって検察側よりその要件を満たしていないという理由で今まで以上に証拠開示がなされなくなる恐れがあります。

また、仮に裁判所による証拠提出命令により検察側が証拠を出してきたとしても、開示されるのはあくまで裁判所に対してだけで、証拠一覧表もインカメラで裁判所にしか開示されません。これでは、弁護側としてはそれらの証拠を十分に活用することができません。この度の証拠ルールは、裁判所提出型であって、再審請求人や弁護人への直接開示型ではありません。今後の見直しの重要なポイントになります。

ただし、実務的に重要な附則の修正がなされていることにも注目すべきです。衆議院法務委員会で刑事訴訟法附則に修正が加えられ、これまで実務運用上の措置である裁判所による証拠開示勧告を事案により適切に行うものとするとされています。したがって、これまでの実務運用は否定されておらず、裁判所による職権による開示勧告を弁護人から積極的に求めてゆくことを考えるべきでしょう。

Q７．＜再審における新証拠の「目的外使用の禁止」の問題点＞

今回の再審法改正では、再審請求審で検察官から提出された証拠については、再審請求者と弁護人に目的外使用の禁止を定め、罰則も設けていますが（第445条の6）、これはどのような影響を及ぼすことになるでしょうか。

例えば袴田事件では、支援者が「5点の衣類」のカラー写真を見て不自然だと感じたことから味噌漬け実験を行い、再審開始決定を獲得する新証拠のきっかけとなりました。このように再審請求人とともに活動をしてきた支援者との間で、開示された新証拠を検討したり実験を行ったりすることは、国会審議では目的外使用の禁止に当たらない旨の答弁がなされていますが、運用次第ではその線引きは曖昧なものになりかねません。

また、報道機関やジャーナリストが、裁判の証拠等を取材して問題を指摘したり、国民の知る権利のために活動したりすることも目的外使用に当たるとされる懸念があり、新証拠発掘に対する萎縮効果は非常に大きいものがあると思われます。

Q８．＜今後の見直しに向けて＞

今回の改正再審法の附則では、①改正法の施行後5年ごとに見直しを行うことと、見直しを検討する対象として目的外使用の禁止と証拠一覧表の開示とが明記され（附則第2条）、②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行うとされています（附則第4条）。

今後、日弁連や弁政連としては、この5年ごとの見直しに向けて、どのような活動をしていくべきだと思われますか。

この度の改正は、風穴があいたということで大きな意味があります。現在既に施行された規定を含め、順次施行されてゆきますので、法改正と法改正の審議の中で示された政府答弁をピン止めして実務運用がどうなっているか、事例を積み重ねる中で新たな改正に向けた動きを作ってゆく必要があります。

附則第４条についてはＱ６で既に触れましたので、附則第２条について述べます。附則第２条の目的外使用の一律禁止は弊害が大きく、被害者保護やプライバシー被害には個別対応でその弊害は防止できるもので、一律禁止は行き過ぎです。また、証拠一覧表の開示・交付は事件の全体像を把握する意味で裁判所にとっても重要であり、どのような証拠が存在するかもわからない再審請求者にとっても重要なよりどころを与えるものですのでこの制度化に向けて活動してゆきたいと思います。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

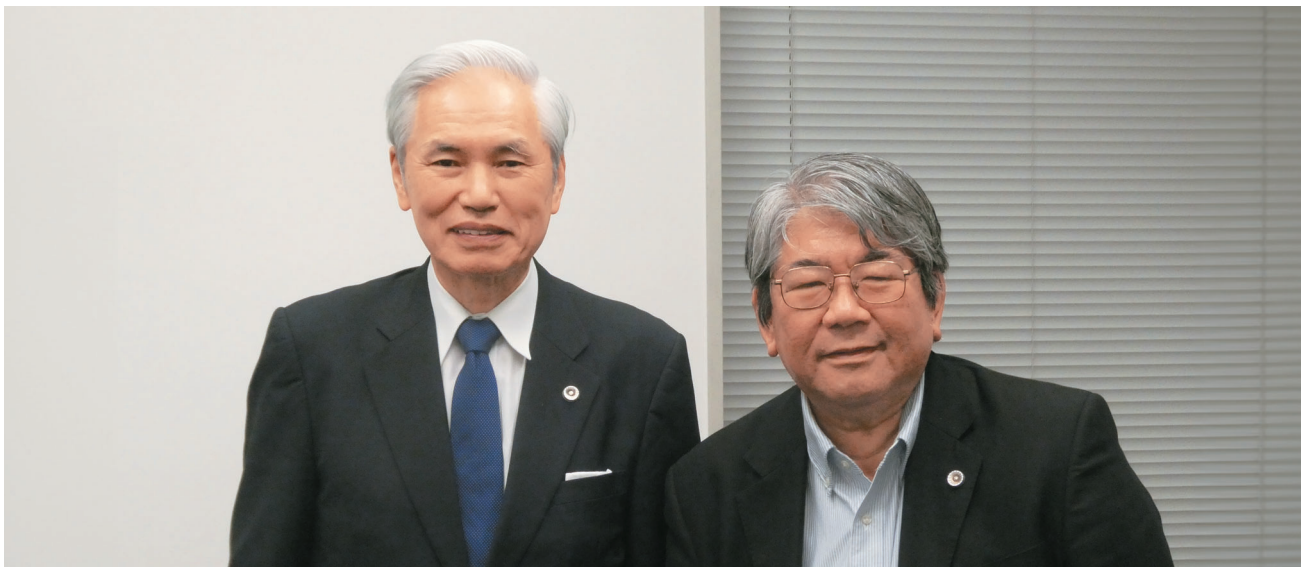

インタビュアー：伊井和彦（広報委員長）

自由民主党青年局と弁政連企画委員会との意見交換会

令和８年６月24日、約８年ぶりに自由民主党青年局と弁政連企画委員会との意見交換会の企画が実施された。自民党青年局からは平沼正二郎青年局長を始めとして青年局メンバーである国会議員が22名参加され、弁政連からは三宅弘企画委員会委員長を含め14名の弁護士が参加した。山口晋衆議院議員・青年局団体部長が全体の進行をされ、平沼青年局長と三宅企画委員会委員長の挨拶を皮切りに、今回の意見交換会のテーマである災害復興支援について神田友輔日弁連災害復興支援委員会副委員長からの報告がされ、さらに奥国範弁政連副幹事長から日弁連における災害復興支援への取組について補足された。それらを踏まえて災害復興支援に留まらない活発な意見交換がされた。その後場所を変えて懇親会も開催され、平沼青年局長など複数の国会議員が参加されて率直な意見交換ができたのは大変ありがたい機会であった。

（企画委員会委員長代行　豊田 賢治）

●写真データ：自由民主党ご提供

丸尾なつ子衆議院議員との交流会

令和８年７月10日、丸尾なつ子衆議院議員・弁政連企画委員会委員との交流会が実施された。弁政連企画委員会から三宅弘委員長を始めとして10名が参加し、弁政連本部から小林元治理事長、弁政連神奈川支部から木村良二支部長が参加した。丸尾議員からは学生時代のエピソードから浪人を経て東京大学に合格した経緯、経済産業省に入省したが子育てのため退職した経緯、子育てをしながら法科大学院に通い司法試験に合格した経緯が話され、さらには子育てをしながら国政選挙に挑戦し、当選するまでの経緯が詳しく話された。ご苦労が多いと感じるが、丸尾議員のような弁護士である国会議員が誕生したのは大変意義深いと感じた。小林理事長ほか、多くの参加者から期待の言葉が寄せられた。その後懇親会も開催され、丸尾議員を囲んで皆活発に意見交換をした。

（企画委員会委員長代行　豊田 賢治）

弁政連大阪支部と国会議員との懇談会報告

大阪支部副幹事長　高江 俊名

2026年７月24日、ヒルトン大阪において、日本弁護士政治連盟大阪支部主催による「国会議員との懇談会」が開催されました。折しもこの日は延長国会で副首都法案が成立するかどうかの山場を迎えており、出席をご予定頂いた18名の国会議員の方々は全員出席がかなわず、欠席あるいは秘書の方が代理出席になってしまうという、ある意味、歴史的な懇談会となりました（出席者:国会議員代理出席23名、会員等41名）。

冒頭、三木秀夫大阪支部長が開会挨拶を行い、続いて、元日弁連会長の中本和洋大阪支部顧問が挨拶を述べました。その後、大阪弁護士会の中井洋恵会長の発声により乾杯が行われました。

懇談会では、大阪弁護士会から重要な政策課題について意見発表がなされました。まず、坂川雄一副会長より中小企業支援の取組について説明があり、小坂田成宏副会長からは総合法律相談センターの活動状況が報告されました。また、水谷恭史前刑事弁護委員長は、刑事当番弁護士及び被疑者国選弁護人の担い手不足の現状を説明し、刑事司法予算の充実の必要性を訴えました。さらに、宮下幾久子副会長は、法テラス報酬の増額による経済的弱者への継続的な法的支援の重要性について意見を述べました。会場では参加者間での交流が活発にされて大変盛り上がりました。

最後に大阪弁護士会の森本宏前会長の閉会挨拶をもって終了しました。

弁政連広島支部 定期総会、懇親会のご報告

広島支部幹事長　白日 雄歩

1　令和８年７月24日午後６時より定期総会が開催されました。
水中支部長からの令和７年度の活動報告、久笠理事からの令和７年度決算報告及び令和８年度予算の説明等がなされ、いずれも承認されました。

2　続いて午後６時30分より懇親会が盛大に開催されました。

①　国会の会期延長等の事情もあり、残念ながら国会議員のご出席は叶いませんでしたが、元総理大臣岸田文雄先生他10名の国会議員の秘書の方々の代理のご出席、６名の地方議会議員等の方々（元衆議院議員も含む）のご出席がありました。なお、11名の国会議員の方々より祝文ないし祝電も頂きました。

②　水中支部長より、今後、議員の方々と弁政連広島支部との交流の場を増やしていきたい等のお話がありました。広島弁護士会の古川会長からは、広弁副会長の紹介等の他、谷間世代の問題や非弁問題等に関する説明がありました。
また、当支部の大植理事より、来賓に対して、弁政連広島支部の案内がありました。この点、来賓に配布したパンフレット（弁政連広島支部のご案内）を添付します。

③　代理出席の方々や、地方議会議員の方々といった来賓からも、お一人ずつ祝辞を賜りました。

3　会員と来賓、そして会員同士の親睦も一層深まった定期総会・懇親会でした。

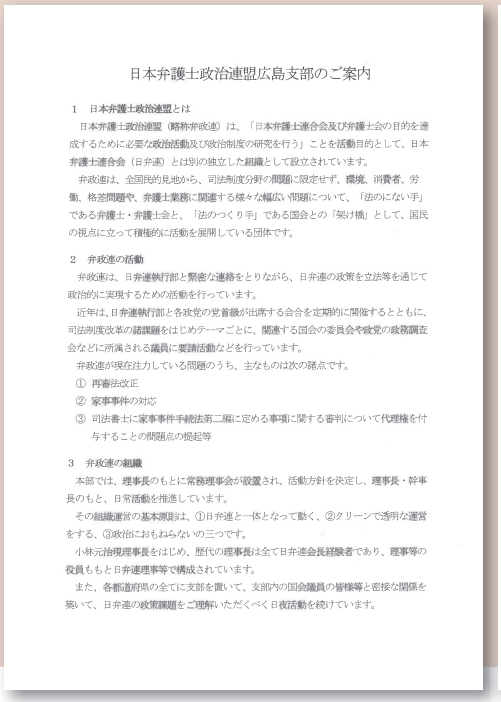
日本弁護士政治連盟広島支部のご案内

1　日本弁護士政治連盟とは

日本弁護士政治連盟（略称弁政連）は、「日本弁護士連合会及び弁護士会の目的を達成するために必要な政治活動及び政治制度の研究を行う」ことを活動目的として、日本弁護士連合会（日弁連）とは別の独立した組織として設立されています。

弁政連は、全国民的見地から、司法制度分野の問題に限定せず、環境、消費者、労働、格差問題や、弁護士業務に関連する様々な幅広い問題について、「法のにない手」である弁護士・弁護士会と、「法のつくり手」である国会との「架け橋」として、国民の視点に立って積極的に活動を展開している団体です。

2　弁政連の活動

弁政連は、日弁連執行部と緊密な連絡をとりながら、日弁連の政策を立法等を通じて政治的に実現するための活動を行っています。

近年は、日弁連執行部と各政党の党首級が出席する会合を定期的に開催するとともに、司法制度改革の諸課題をはじめテーマごとに、関連する国会の委員会や政党の政務調査会などに所属される議員に要請活動などを行っています。

弁政連が現在注力している問題のうち、主なものは次の諸点です。

① 再審法改正
② 冤罪事件の対応
③ 司法書士に家事事件手続法第二編に定める事項に関する審判について代理権を付与することの問題点の提起等

3　弁政連の組織

本部では、理事長のもとに常務理事会が設置され、活動方針を決定し、理事長・幹事長のもと、日常活動を推進しています。

その組織運営の基本原則は、①日弁連と一体となって動く、②クリーンで透明な運営をする、③政治におもねらないの三つです。

小林元治現理事長をはじめ、歴代の理事長は全て日弁連会長経験者であり、理事等の役員もともと日弁連理事等で構成されています。

また、各都道府県の全てに支部を置いて、支部内の国会議員の皆様等と密接な関係を築いて、日弁連の政策課題をご理解いただくべく日夜活動を続けています。

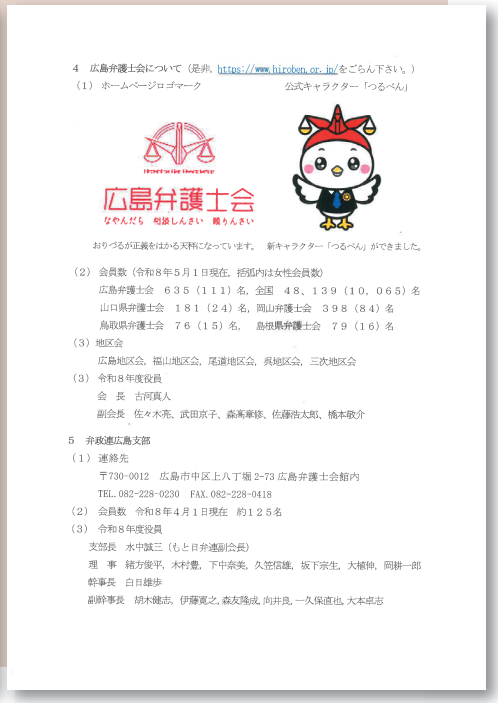
4　広島弁護士会について（是非、https://www.hiroben.or.jp/をごらん下さい。）

（1）ホームページロゴマーク　　公式キャラクター「つるべん」

広島弁護士会
なやんだら　相談しんさい　晴らんさい

おりづるが正義をはかる天秤になっています。　新キャラクター「つるべん」ができました。

（2）会員数（令和８年５月１日現在、括弧内は女性会員数）
広島弁護士会　６３５（１１１）名、全国　４８、１３９（１０、０６５）名
山口県弁護士会　１８１（２４）名、岡山弁護士会　３９８（８４）名
鳥取県弁護士会　７６（１５）名、　島根県弁護士会　７９（１６）名

（3）地区会
広島地区会、福山地区会、尾道地区会、呉地区会、三次地区会

（3）令和８年度役員
会　長　古河真人
副会長　佐々木亮、武田京子、森高章修、佐藤浩太郎、橋本敬介

5　弁政連広島支部

（1）連絡先
〒730-0012　広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館内
TEL. 082-228-0230　FAX. 082-228-0418

（2）会員数　令和８年４月１日現在　約１２５名

（3）令和８年度役員
支部長　水中誠三（もと日弁連副会長）
理　事　緒方俊平、木村豊、下中奈美、久笠信雄、坂下宗生、大植伸、岡耕一郎
幹事長　白日雄歩
副幹事長　胡木誠志、伊藤寛之、森友陽成、向井良、一久保直也、大本卓志

山下貴司議員が法務大臣、内閣府特命担当大臣に就任

山下 貴司 議員

自由民主党　衆議院岡山２区　当選６回
岡山弁護士会会員（修習44期）
法務大臣、法務大臣政務官、内閣府大臣政務官、衆議院内閣委員長などを歴任

古川俊治議員がデジタル大臣、内閣府特命担当大臣に就任

古川 俊治 議員

自由民主党　参議院埼玉選挙区　当選４回
東京弁護士会会員（修習51期）
参議院財政金融委員長、参議院国家基本政策委員長、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長、参議院政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員長などを歴任

藤原崇議員が厚生労働副大臣に就任

藤原　崇 議員

自由民主党　衆議院岩手３区　当選５回
東京弁護士会会員（修習63期）
内閣府大臣政務官、復興大臣政務官、財務大臣政務官、衆議院法務委員会理事、衆議院予算委員会理事などを歴任

塩崎彰久議員がデジタル副大臣、内閣府副大臣に就任

塩崎 彰久 議員

自由民主党　衆議院愛媛１区　当選３回
第一東京弁護士会会員（修習55期）
厚生労働大臣政務官、衆議院総務委員会理事、衆議院厚生労働委員会委員、衆議院議院運営委員会委員などを歴任

根本拓議員が内閣府大臣政務官に就任

根本　拓 議員

自由民主党　衆議院福島２区　当選２回
第二東京弁護士会会員（修習65期）
衆議院農林水産委員会委員、衆議院国土交通委員会委員、衆議院東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会委員などを歴任

本部・支部人事（ ）内は前任者

2026年７月17日付
理　　事　山﨑 哲雄（小保内 義和）

8月21日付
副理事長　林　晃史（幸寺　覚）
理　　事　名倉 大貴（藤原 孝洋）

兵庫県支部　2026年６月24日付
支 部 長　林　晃史（幸寺　覚）
事務局長　名倉 大貴（藤原 孝洋）

編集後記

長雨も終わり、また政治の季節です。（いい）
石山の 石より白し 秋の風（おがわ）
「ファーストボイス」ステキな映画でした！（いしい）

８月インフル罹患。こんなのだけ流行最先端（こだいら）
もっと色々な競技を中継してほしい、アジア大会（あんどう）